○経済産業省告示第百九号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された持続可能な発展のためのフランコフォニー機構の標章を次のように指定したので、告示する。

令和八年八月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　持続可能な発展のためのフランコフォニー機構

二　Institut de la Francophonie pour le développement durable

三　IFDD

四



○経済産業省告示第百十号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された装備協力共同機関の標章を次のように指定したので、告示する。

令和八年八月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正



○経済産業省告示第百十一号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際オリーブ協会の標章を次のように指定したので、告示する。

令和八年八月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　国際オリーブ協会

二

